

飯田市都市計画審議会条例施行規則 (抜粋)

平成25年 3月 1日
規則第 4号

(専門部会の設置)

第 2 条 審議会に、専門の事項を調査検討するため専門部会を設置することができる。

飯田市都市計画審議会専門部会の設置に関する要綱

建設部長
平成25年 3月 1日制定
平成29年11月17日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、飯田市都市計画審議会条例施行規則(平成25年飯田市規則第 4号。以下「規則」という。)第 2条に規定する専門部会(以下「専門部会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 専門部会は、次の各号に掲げる部会とし、それぞれ当該各号に掲げる専門の事項について調査検討するものとする。

- (1) 道路部会 道路網及び道路構造等に関する事項
- (2) 土地利用・景観部会 土地利用計画及び景観計画等に関する事項

(会議の公開)

第 3 条 専門部会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、飯田市情報公開条例(平成14年飯田市条例第22号)第 7条第 1項各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる情報に関し調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合
- (3) その他部会長が公開しないと認める場合

(会議録)

第 4 条 部会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 出席した職員の職氏名
- (4) 会議の要旨
- (5) その他、部会長が必要と認めた事項

2 会議録は公開とする。ただし、前条により、会議を公開しない場合は、この限りでない。

3 前項の規定により公開とする場合、会議録に記載された発言者の指名を非公開とする等、必要な措置をとることができる。

前 文 (抄) (平成25年 3月 1日付け24飯地計第338号)

平成25年 3月 1日から施行する。

前 文 (抄) (平成29年11月17日付け29飯地計第262号)

平成29年11月17日から適用する。

飯田市都市計画審議会「土地利用・景観部会」委員名簿

委員

(敬称略)

	氏 名	役 職	備 考
学識経験	浅野純一郎	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 教授	
	上原 三知	信州大学総合理工学研究科 准教授	
行政機関	高倉 明子	長野県建設部都市・まちづくり課 企画幹	

幹事

飯田市	北沢 武人	リニア推進部長	
	塩沢 宏昭	リニア推進部参事	
	高木 祥司	リニア推進部 リニア推進課長	
	米山 博樹	リニア推進部 リニア整備課長	
	遠山 昌和	産業経済部長	
	清水 秀敏	産業経済部 商業・市街地活性課長	
	小平 亨	建設部長	
	奥出 克	建設部参事兼国県関連事業課長	
	遠山 広基	建設部 地域計画課長	